

令和5年5月10日

3年生各位

広島商船高等専門学校
学生課長（学生係扱い）

高等教育修学支援新制度 令和6年度採用候補者 予約採用の募集について

令和2年4月より、大学相当の学年（高専の場合は4・5年生、商船実習生、専攻科生）を対象として、高等教育の修学支援新制度（以下、新制度という。）が実施されています。

新制度の支援対象となった場合、「授業料等減免」と日本学生支援機構からの「給付奨学金」を受けることができます。

新制度の支援対象となるには、日本学生支援機構の「給付奨学金」に申請し、採用されることが必要です。

このたび、新制度の令和6年度予約採用者を下記のとおり募集いたします。

希望者は提出期限までに、必要な書類を提出してください。

なお、高等学校等就学支援金の対象は3学年までのため、令和6年度の授業料免除を希望する方は、家計及び学業成績の基準を確認の上、必ず今回の予約採用にお申し込みください。

記

1. 対象学年 第3学年（全学科）のうち、令和6年度に進級予定であるもの

2. 給付期間 **令和6年4月から修業年限終期まで**

3. 奨学金給付月額及び授業料等減免額

世帯の所得に基づく区分に応じ、奨学金給付及び授業料等減免が行われます。

区分	奨学金給付額(返還不要)		授業料減免額(見込)		入学金減免額(見込) ^{※1}	
	通学形態 ^{※2}	月額	減免額(年額)	実負担額(年額)	減免額	実負担額
第Ⅰ区分	自宅通学	17,500円	234,600円	0円	84,600円	0円
	自宅外通学	34,200円				
第Ⅱ区分	自宅通学	11,700円	156,400円	78,200円	56,400円	28,200円
	自宅外通学	22,800円				
第Ⅲ区分	自宅通学	5,900円	78,200円	156,400円	28,200円	56,400円
	自宅外通学	11,400円				

※1 入学金減免は、専攻科入学生及び4年次編入学生が対象です。

※2 商船学科4年生後期及び商船学科実習生の航海実習中は、自宅通学扱いとなります。

通学形態の変更につきましては、採用後、別途連絡します。

4. 願書配布期限 **令和5年6月2日(金)**

5. 家計の経済状況に関する基準

(第Ⅰ区分) 学生と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること

(第Ⅱ区分、第Ⅲ区分) 学生と生計維持者の収入が一定以下であること

【収入・所得の上限額の目安 単位：万円】

世帯人数	想定する世帯構成	年間の収入金額（給与所得者世帯の場合）		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
(a) 2人	本人、母（一人親）	207	298	373
(b) 3人	本人、母（一人親）、中学生	221	298	373
(c) 4人	本人、親①、親②（無収入）、中学生	271	303	378
(d) 4人	本人、親①、親②（給与所得者）、中学生	親①：221 親②：115	親①：242 親②：155	親①：320 親②：155

- ・表中の数字はあくまで目安です。家計基準の判定は、世帯構成、障害者の有無等を考慮し、日本学生支援機構で判定されます。そのため、目安の金額を下回っても採用にならない可能性があります。
- ・家計基準に該当するかどうかは、日本学生支援機構HP上の進学資金シミュレーターでより具体的に確認できますので、ご参考ください。



【参考】日本学生支援機構 進学資金シミュレーター

(URL <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>)

6. 学業成績等に関する基準

(1) 学習成績が平均水準以上

(2) (1) に該当しない場合、将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、学習意欲を有すること

- ・学習成績が平均水準を満たしているかどうかは、学校で判定します。平均水準以上に満たない場合は、学習意欲等の確認のため、後日、レポートの提出または面談等を実施します。

7. 提出書類及び提出期限

学校に提出する書類と、日本学生支援機構に提出する書類があります。
提出書類及び提出先を十分に注意し、不備のないように提出してください。

学校提出	提出書類	(1) 給付奨学金 確認書〔様式1〕 【該当者のみ】 給付奨学金案内（高等専門学校3年生向け）P18に記載の書類
	提出方法	郵送で学生係に提出
	提出先	〒725-0231 広島県豊田郡大崎上島町東野4272-1 広島商船高等専門学校 学生課学生係
	提出期限	⇒ <u>令和5年6月14日（水）【厳守】</u>
日本学生支援機構提出	提出書類	(1) マイナンバー提出書 (2) マイナンバー番号確認書類※ ³ (学生本人及び生計維持者のマイナンバーが記載された書類の写し) (3) 学生本人の身元確認書類
	提出方法	『「マイナンバー提出書」のセット』同封の提出用封筒にて郵送 (郵便局窓口で、簡易書留により郵送してください)
	提出先	〒100-8685 日本郵便株式会社 銀座郵便局 私書箱205号 TOPPANエッジ株式会社内 独立行政法人日本学生支援機構 奨学金申込等マイナンバー受付窓口
	提出期限	<u>スカラネット入力後、1週間以内</u>

※3 マイナンバー通知カードの発行は令和2年5月25日に廃止されました。
 マイナンバー通知カードの写しをマイナンバー番号確認書類として提出される場合は、マイナンバー通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、マイナンバーを証明する書類として使用できます。

8. 備 考

(1) この奨学金は、卒業後に返還の義務はありません。

ただし、奨学金の交付開始後も半期ごとに適格認定があり、学業不振等の場合には交付を打ち切ることがあります。

また、懲戒としての退学、停学又は訓告の処分を受けた場合には、認定の取り消し又は一定期間認定の効力が停止されます。その場合、奨学金給付が行われな
いばかりでなく、該当期間の授業料免除も行われず、追加で授業料の徴収が発生
します。また、交付済みの奨学金についても、返還していただくことがあります。

(2) 他の給付奨学金を受給している学生は、併用受給制限にご注意ください。

(3) 本制度は「給付奨学金」と「授業料減免」が一体となった制度のため、「授業料減免」を希望する場合は、必ず「給付奨学金」に申し込む必要があります。

「授業料減免」のみを希望する場合は、「給付奨学金」に申し込んだのち、「給付奨学金」の支給停止手続きを行ってください。

(4) 既に日本学生支援機構第1種奨学金の貸与を受けている方が給付奨学金の支給を受けることとなったときは、第1種奨学金の貸与月額が制限されます。

詳細については以下HPをご覧ください。



【参考】令和2年度以降採用の給付奨学金と併せて受ける場合の貸与月額

(<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kingaku/1shu/2019ikou.html>)

(5) 本制度について不明な点があれば、学生課学生係までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

〒725 - 0231

広島県豊田郡大崎上島町東野4272 - 1

広島商船高等専門学校 学生課学生係

TEL 0846 - 67 - 3023